

豊中市立各小中学校長 様

豊 中 市 教 育 長  
( 公 印 省 略 )

市立小中学校における5月11日(月)以降の臨時休業期間の延長について

このことにつきまして、5月5日(火)に、大阪府より「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、5月11日(月)以降の方針が示されたことから、下記の通り、立小中学校の臨時休業の措置を決定しましたので、お知らせします。

記

1 臨時休業期間 令和2年(2020年)5月11日(月)～5月31日(日)

2 臨時休業期間中の対応について

(1) 目的

- ・児童生徒の心身の状況の把握とその対応
- ・生活や学習の状況を把握するとともに、学習課題の提示や確認等を行う

(2) 登校日の設定について

- ・児童生徒に対し、登校日を設定する。「授業日」としての登校日ではない。
- ・5月11日(月)の第1週は1回とし、段階的に週2回程度に増やしていく。
- ・感染拡大防止のため、分散登校とするため、学年や学級ごとに登校する曜日等を定める。登校しない場合でも欠席扱いとはしない。

(例)【小学校】月木：1・4・6年、火金：2・3・5年

【中学校】月木：奇数クラス、火金：偶数クラス 等など

- ・1学級を2～3教室に分割する等、1教室あたりに参集する人数は10～15人程度とする。学校規模に応じて工夫する。
- ・学校での滞在時間は1時間～2時間程度とする。(個別対応が必要な場合は、1時間以内を目安に延長は可能)
- ・登校時には、児童生徒の心身の健康状態を把握(健康観察カードの活用等)し、必要な対応を行う。  
なお、37.5℃前後の発熱等のかぜ症状がみられる場合は、登校させず、症状がなくなるまで自宅で休養させる。
- ・新入生が学校生活に慣れること、また、卒業学年の児童生徒が進路等に不安がないよう配慮する。
- ・学校行事、通常の授業や部活動は行わず、学習課題の提示や確認、軽い運動やリクリエーション

ン等を行う。一度に多くの児童生徒が集中して登校しないよう、学年の人数等により登校日を設定。受け入れ準備と登校日における子どもの対応を教職員で共通理解を図り、子どもの安心、安全を守るための組織的な対応をとる。

### (3) 登校時における注意事項

- ・原則、自宅を出る時点から帰宅するまでマスクを着用する。
- ・こまめな手洗いを徹底する。
- ・教壇から児童生徒までの距離を開ける。(1～2 m程度)
- ・一教室あたりの人数(10～15名程度)、座席配置の工夫、机や椅子等児童生徒が共通に触れる物の清拭等に留意する。
- ・音楽等、飛沫が飛ぶ可能性の高い内容や、体育における人と人が接触するような活動などは行わない。
- ・登校後、児童生徒が急な発熱などを発症した場合、保健室等の別室に移動して休養させる等の対応をあらかじめ定めておく。
- ・児童生徒の家族に濃厚接触者がいる場合の登校については、個別に対応する。  
(相談先：保健体育係 6858-2570)
- ・教職員や児童生徒に陽性者が発現、かつ学校内に当該陽性者に係る濃厚接触者が存在する場合は、当該校のみ登校日を中止とする。(学校医と相談のうえ、消毒等のため数日間)

※学校における感染症対策及び、教職員や児童生徒等に陽性者、濃厚接触者等が発現した場合の対応については、別紙「豊中市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に基づき、学校全体として、徹底すること。

### (4) 子どもたちの生活状況の把握および学習保障について

登校日の設定の目的は先に示した通りであるが、次の点に留意して対応すること。

#### ○生活状況の把握について

- ・登校日に欠席した児童生徒については、必ずその日のうちに電話連絡をするなど、状況把握をおこなう。
- ・学校と子どもたちが「つながっている」というメッセージを継続して発信するために、学校連絡メールや学校HP等を積極的に活用する。
- ・電話連絡や郵送等により、子どもたちの状況把握に努めるとともに、家庭訪問やポスティングを適切に行う。個別対応ケースとして、子どもを学校へ登校させる等の対応は可能である。ただし、家庭訪問や個別の登校については、必ず保護者に必要性を伝え、了解を得たうえでマスクを着用する等、感染拡大予防策を講じる。
- ・支援を要する家庭や、モニタリングケースの家庭など、配慮を要する家庭については、積極的に状況把握に努め、決して学校が抱え込まず、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談総合窓口などへつなぐ。また、関係機関とも適切に連携し、児童虐待などの未然防止に努める。

## ○学習保障について

- ・別紙「小中学校の学校再開に向けて留意すべきことについて」（府資料）を参照して、適切に準備を進める。
- ・学習支援に関するさまざまなツールやコンテンツについては、子どもたちの実態に応じて適切に提供すること。ネット環境のない家庭が取り残されることがないように、郵送の活用やポストイングを行うなどの工夫をする。
- ・学習課題の提示などについては、復習などの振り返りばかりではなく、教科書に基づいた内容も含める。
- ・課題などの提出については、登校日の活用や、郵便による提出、児童生徒の提出用ポストを設置する等の工夫をする。

## (5) 教職員について

- ・感染拡大予防対策については、教職員についても同様であり、マスクの着用や子どもたちとの適切な距離を保った対応、こまめな手洗いやうがい等を徹底する。
- ・教職員に対しては自己や親族の健康管理を促すとともに、体調が悪い教職員、特に、発熱等のかぜ症状を有する教職員、及び子の世話をする教職員に対しては出勤の自粛や外出自粛を徹底する。テレワークや公務運営上のバランスについては、総合的に判断する。

## 3 放課後こどもクラブについて

5月7日（木）から31日（日）まで、現行の運営（対象者を限定した保育等の学校休業時の対応）を継続する。

問合せ先

学校教育課 教育課程係

TEL 6858-2566